

判決年月日	平成25年12月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成25年(行ケ)10158号		
<p>○ 「LADY GAGA」の文字を標準文字で表してなり、第9類「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、映写フィルム、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」を指定商品とする本願商標は、商標法3条1項3号及び4条1項16号に該当するとの審決の判断に、誤りはない。</p>			

(関連条文) 商標法3条1項3号、4条1項16号

原告は、「LADY GAGA」の文字を標準文字で表してなり、第9類「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、映写フィルム、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」を指定商品とする本願商標について、拒絶査定を受け、これに対する不服の審判請求をした。特許庁は、本願商標は、商標法3条1項3号及び4条1項16号に該当するとの理由で、不服不成立審決をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を維持した。

「LADY GAGA」は、アメリカ合衆国出身の女性歌手として、我が国を含め世界的に広く知られており、「LADY GAGA」の欧文字からなる本願商標に接する者は、上記歌手名を表示したものと容易に認識することが認められる。

そうすると、本願商標を、その指定商品中、本件商品である「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、又は映像に出演し歌唱している者を表示したものと、すなわち、その商品の品質(内容)を表示したものと認識するから、本願商標は、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ない。したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

また、本願商標を、本件商品である「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」のうち「LADY GAGA」が歌唱しない品質(内容)の商品に使用した場合、「LADY GAGA」が歌唱しているとの誤解を与える可能性があり、商品の品質について誤認を生ずるおそれがある。したがって、本願商標は、商標法4条1項16号に該当する。

取引される商品によっては、人の名称やグループ名が当該商品に表示された場合に出所表示機能を有することは否定できないが、本件商品については、商品に表示された人の名称やグループ名を、取引者・需要者が商品の品質(内容)とまず認識するものといわなければならない。そして、表示された人の名称やグループ名が、著名な歌手名・音楽グループ名である場合には、取引者・需要者は、これを商品の品質(内容)とのみ認識し、それとは別に、当該商品の出所を表示したものと理解することは通常困難であると認められる。